

総務部会規約

一般社団法人長野県自動車販売店協会

(一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部)

総務部会規約

(目 的)

第1条 この規約は、一般社団法人長野県自動車販売店協会（以下「協会」という。）「部会に関する規程」第3条及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会長長野県支部（以下「支部」という。）「規約」第34条に基づき、総務部会の組織、業務、運営等に関し定めることを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 この部会の名称は、「総務部会」と称し、組織は、別紙1のとおりとする。

(業務内容)

第3条 総務部会の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 会員の執務の指導及び連絡に関する事
- (2) 会務の改善、企画、立案に関する事
- (3) 会員及び事務局員の福利厚生・共済事業に関する事
- (4) 渉外に関する事
- (5) その他、他部会の所管に属さない事項

(部会の運営)

第4条 総務部会会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数の賛成により決する。
- 3 総務部会には、協会「部会に関する規程」第9条に基づき、小委員会を設置する。
- 4 総務部会には、人事等を諮問するため、部会長、副部会長、小委員長により構成する三役会を設置する。

(部会委員及び小委員)

第5条 部会委員は、各会員が適任者1名を選出し、推薦名簿により届け出るものとする。

- 2 小委員及び小委員長は、部会委員の中から部会長が指名する。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるほか細部の取決め事項は、総務部会が定める。

付則

この規約は、令和元年10月21日から施行する。

(別紙 1)

総務部会組織図

(令和元年10月21日現在)

